

韓国改正生協法

第 1章 総則

第 1条(目的) この法律は相互扶助の精神に基づき、消費者たちの自主・自立・自治的な生活協同組合活動を促進することにより、組合員の消費生活向上と国民の福祉及び生活文化向上に貢献することを目的とする。

第 2条(定義) この法律において使用する用語の意味は以下の通りである。

1. 「組合」とは、第1条の目的を達成するために、この法律により設立された消費者生活協同組合を称す。
2. 「連合会」とは、組合の共同利益を図るために、この法律により設立された消費者生活協同組合連合会を称す。
3. 「全国連合会」とは、組合と連合会の共同利益を図るために、この法律により設立された消費者生活協同組合全国連合会を称す。

第 3条(住所) 組合、連合会、全国連合会の住所は、それぞれその主たる事務所の所在地に在るものとする。

第 4条(名称) ① 組合・連合会又は全国連合会(以下「組合等」という)は、その名称中に「生活協同組合」又は「生協」という文字を用いなければならない。

② この法律により設立された組合等ではない者は、その名称中に「生活協同組合」又は「生協」、若しくはこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

第 5条(事業区域) ① 組合の事業区域は行政区域や生活圏等を考慮し、大統領令で定めるところにより、定款で定める。

② 連合会の事業区域はその性格に応じ定款で定めるが、全国とすることができる。

③ 全国連合会の事業区域は全国とする。

第 6条(性格) ① 組合等はこの法律に他の規定がある場合を除き、次に掲げる各号の要件をすべて備えなければならない。

1. 営利を目的にしないこと。

2. 組合員又は会員の議決権と選挙権は出資口数にかかわらず平等であること。ただし、連合会と全国連合会の場合には、会員が属している組合の組合員数に基づき、定款に別段の定めができる。

② 組合等は特定の組合員又は会員の利益のみを目的に事業を行ってはならない。

- 第 7条 (公職選挙への関与禁止)**
- ① 組合等は公職選挙において、特定の政党を支持又は反対する行為、若しくは特定の人を当選又は落選させたりする行為をしてはならない。
 - ② 誰も組合等を利用して前項の規定に違反する行為をしてはならない。

第 8条 (地域社会への貢献) 組合等は地域社会の持続可能な発展や、環境・自然生態系の保全のために取り組まなければならない。

- 第 9条 (国家及び公共団体の協力等)**
- ① 国家及び公共団体は、組合等の事業に対し、積極的に協力しなければならず、その事業に必要な資金を支援することができる。
 - ② 国家及び公共団体は、組合等が国家又は公共団体の施設を利用する場合、支援することができる。
 - ③ 国家及び公共団体は、消費者の厚生福利増進を図り国有財産を直接使う組合等に対し、大統領令の定めるところにより、国有財産の使用料を免除することができる。
 - ④ 国家及び公共団体は、組合等の意見を尊重し、その意見が反映されるように努めなければならない。

第10条 (他の協同組合等との協力) 組合等は他の組合など、他の法律により設立された協同組合又は外国の協同組合と、相互協力、理解増進、共同事業開発などのために努めなければならない。

- 第11条 (他の法律との関係)**
- ① 組合等の事業に関しては、「糧穀管理法」第19条、「貨物自動車運輸事業法」第56条を適用しない。
 - ② 連合会・全国連合会の共済事業に関しては、「保険業法」を適用しない。
 - ③ この法律は組合等の保健・医療事業に関して、関係法律に優先して適用する。

第12条 (他の法律の準用) この法律に規定する組合等に関する事項以外については、「民法」の中の社団法人に関する規定を準用する。この場合、「社団法人」は「組合」「連合会」「全国連合会」、「社員」は「組合員」「会員」、「許可」は「認可」とみなす。

第2章 組合

第1節 組合員

第13条(組合員の資格) 組合員は組合の事業区域内に住所又は事業場を有する者、若しくは勤務地を有する者とする。

第14条(加入) 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとする時、組合は正当な事由なしに加入を拒んだり、加入の際に他の組合員より不利な条件を付したりしてはならない。

第15条(出資など) ① 組合員は定款で定めるところにより、出資一口以上を有しなければならない。ただし必要な場合、定款で定めるところにより、現物で出資することができる。

② 一組合員の出資口数は、総出資口数の100分の20を越えてはならない。

③ 組合に払込む出資金額は、組合に対する債券と相殺することができない。

④ 組合員の責任は、出資金額を限度とする。

第16条(議決権及び選挙権) ① 組合員は出資口数にかかわらず、各々一つの議決権と選挙権を有する。

② 組合員は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員は出席者とみなす。

③ 第2項の規定による代理人は、他の組合員又は本人と同一の世帯に属する家族(組合員の配偶者、組合員又はその配偶者の直系尊属・卑属と兄弟姉妹、組合員の直系尊属・卑属及び兄弟姉妹の配偶者をいう。以下同じ。)でなければならず、代理人は1人以上の組合員を代理することができない。

④ 第2項の規定による代理人は、定款で定めるところにより、代理権を証明する書面を組合に提出しなければならない。

第17条(経費等の賦課・徴収) ① 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費、過料、使用料、手数料(以下「経費等」と総称する)を賦課又は徴収できる。

② 組合員は第1項の規定により経費等を納める際、組合に対する債券と相殺することはできない。

第18条(脱退) ① 組合員は組合に脱退の意思を告げ、脱退することができる。

- ② 組合員は次の各号のいずれかに該当する場合、脱退となる。
 - 1. 組合員たる資格を喪失した場合
 - 2. 死亡した場合
 - 3. 禁治産宣告を受けた場合

- 第19条(除名)** ① 組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の議決により除名することができる。
- 1. 定款で決めた期間以上、組合の事業を利用しない場合
 - 2. 出資金又は経費等の払込み、その他組合に対する義務を怠った場合
 - 3. 組合の事業を妨害したり、組合の信用を喪失させるような行為をした場合
 - 4. その他、定款に反する行為があった場合
- ② 組合は、第1項により組合員を除名する場合、総会開催日から10日前までにその組合員に除名の事由を通知し、総会において意見陳述する機会を与えなければならない。
- ③ 第2項により意見陳述する機会を与えずに、総会で除名の議決がなされた場合、当該の組合員に対抗することができない。

- 第20条(払戻請求権)** ① 脱退若しくは除名された組合員は、定款で定めるところによりその払戻出資額の払戻を請求することができる。
- ② 組合は、脱退若しくは除名された組合員が組合に対し債務がある場合、第1項による払戻出資額と相殺することができる。
- ③ 第1項の規定による請求権は、脱退若しくは除名された日から2年間行使しなければ消滅する。

第2節 設立

- 第21条(設立認可など)** ① 組合を設立する場合、30人以上の組合員資格を有する者が発起人となり定款を作成し、創立総会の議決を経た後、第5条に規定する事業区域を管轄する特別市長、広域市長、道知事、又は特別自治道知事(以下「市・道知事」という)の認可を受けなければならない。組合の事業区域が2つ以上の市・道にわたる場合には、主たる事務所の所在地を管轄する市・道知事の認可を受けなければならない。
- ② 創立総会の議事は、創立総会開催前までに発起人に設立同意書を提出した者(以下「設立同意者」という)の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。
- ③ 市・道知事は第1項により組合の設立を認可した場合、直ちに公正取引委員会にその事実を通知しなければならない。

- ④ 第1項、第2項に規定する組合の設立に必要な最少限の設立同意者数、総出資金額、その他の認可の基準・手続きなどについて必要な事項は、大統領令で定める。

第22条(設立の登記) ① 組合が設立認可を受けた日から3ヶ月以内に設立の登記の申請がなされなければ、その認可の効力を失う。

- ② 第1項の設立の登記に関する必要な事項は大統領令で定める。

第23条(定款) ① 組合の定款には次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 目的
 2. 名称
 3. 事業区域
 4. 主たる事務所の所在地
 5. 組合員及び代理人に関する資格
 6. 組合員の加入・脱退及び除名に関する事項
 7. 出資一口の金額、払込み方法、時期、出資持分の譲渡に関する事項
 8. 剰余金と損失金の処理に関する事項
 9. 積立金の積立方法及び使用に関する事項
 10. 経費等の賦課徴収に関する事項
 11. 役員・代議員の定数・選出及び解任に関する事項
 12. 幹部職員の任免に関する事項
 13. 事業の種類とその執行に関する事項
 14. 会計年度と会計に関する事項
 15. 公告の方法に関する事項
 16. 現物出資を認める場合、これに関する事項
 17. 存立の時期又は解散の事由を決めたときには、その時期又は事由
 18. その他、総会・理事会の運営などに関して必要な事項
- ② 公正取引委員会は標準定款例を定め告示することができる。
 - ③ 定款の変更は、設立認可をした市・道知事の認可を受けなければ、効力が発生しない。

第24条(規約又は規定) 組合の運営及び事業実施上の重要事項は、定款で定めた事項を除き、規約又は規定で定めることができる。

第3節 機関

第25条(総会) ① 組合に総会を置く。

- ② 総会は組合員で構成する。

- ③ 理事長は総会を召集し、総会の議長を務める。
- ④ 定期総会は毎年1回定款の定めがある時期に召集し、臨時総会は定款で定めるところにより、必要と認められるときに召集することができる。
- ⑤ 理事長は総会開催7日前まで会議の目的、案件、日時、場所を決め、定款で定めるところにより総会召集を通知しなければならない。

第26条(総会の議決事項) 次の各号の事項は総会において議決を得なければならない。

- 1. 定款の変更
- 2. 規約の制定、変更、又は廃止
- 3. 役員を選出と解任
- 4. 事業計画並びに予算の承認
- 5. 決算報告書の承認
- 6. 監査報告書の承認
- 7. 組合の合併、分割、解散、又は休業
- 8. 組合員の除名
- 9. 借入金の最高限度額の決定
- 10. その他、理事長又は理事会が必要だと認める事項

第27条(総会の議事) ① 総会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数の出席で開会し、出席組合員の過半数の賛成により議決する。

② 総会は第25条第5項により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、緊急を要し、総組合員の3分の2以上の出席と出席組合員の3分の2以上の賛成があるときには、その限りでない。

③ 組合と組合員間の利害が相反する事項を議決するときは、当該の組合員は議決権を有しない。

第28条(総会の特別議決事項) 組合の合併、分割及び解散に関する事項は、総組合員の過半数の出席と出席組合員3分の2以上の賛成により議決する。

第29条(総会の議事録) 総会の議事に関しては議事の経過とその結果を記載した議事録を作成しなければならない。その際は、議長と総会で選出された3人以上の組合員、又は第34条により構成された選挙管理委員会の委員(役員又は代議員を選出する場合に限る)が、それに記名・捺印しなければならない。

第310条(代議員総会) ① 組合員数が大統領令で定める数を超える場合、総会に代わるべき代議員総会を設けることができる。

② 代議員総会は組合員の中から選出された代議員で構成する。

- ③ 代議員の議決権及び選挙権は、代理人が行使することはできない。
- ④ 代議員の定数、任期及び選出方法は、大統領令で定める。
- ⑤ 代議員総会に関しては、総会に関する規定を準用し、この場合、「組合員」は「代議員」とみなす。ただし、代議員総会は組合の合併、分割及び解散に関する事項について議決することはできない。

第31条(役員) ① 組合に理事長1人を含め7人以上20人以下の理事と、監事2人を置く。
② 理事の定数及び理事・監事の選出方法などは定款で定める。
③ 理事長は理事の中から定款で定めるところにより総会においてこれを選挙する。

第32条(役員任期など) ① 役員任期は4年を超えない範囲内において、定款で定める。
② 役員は再任することができる。ただし、理事長の再任は1回限りとする。
③ 欠員によって選出された役員任期は、前任者の任期終了日までとする。

第33条(選挙運動の制限) ① 誰であれ自分又は特定の人を、組合の役員又は代議員に当選させる、あるいは当選させない目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてならない。

1. 組合員(組合に加入申込みをした者を含む。以下同じ)やその家族、又は組合員やその家族が設立・運営している機関・団体・施設に対し次の号の細分に該当する各行為
 - ア. 金銭、物品、接待、その他財産上の利益を提供する行為
 - イ. 公私の職を提供する行為
 - ウ. 金銭、物品、接待、その他財産上の利益や公私の職を提供するという意思表示、又はその提供を約束する行為
2. 候補者になれないように、あるいは、候補者を辞退させる目的で、候補者になろうとする者や候補者に、第1号に規定された行為を実行する行為
3. 第1項又は第2項の利益や職の提供を受けたり、その提供の意思表示を承諾したりする行為、又はその提供を要求したり、斡旋したりする行為

② 役員又は代議員になろうとする者は、定款で定める期間中に、選挙運動のために組合員を戸別訪問したり、特定の場所に集まるようにしたりすることができない。

③ 誰であれ、組合の役員又は代議員選挙と関連して、演説、ポスター、その他の方法で偽りの事実を公表したり、あるいは公然と事実を指摘して候補者を誹謗することができない。

- ④ 誰であれ、役員又は代議員選挙と関連して、次の各号に掲げる方法の中で、定款で定める行為以外の選挙運動をすることができない。
1. 宣伝ポスターの貼りつけ
 2. 選挙公報の配付
 3. 小型印刷物の配付
 4. 合同演説会又は公開討論会の開催
 5. 電話・コンピューター通信を用いた支持の訴え

第34条(選挙管理委員会の構成・運営) ① 組合は役員及び代議員選挙を公正に管理するために選挙管理委員会を構成・運営することができる。

② 選挙管理委員会の機能、構成、運営等に関する重要事項は定款で定めることができる。

第35条(役員の実任など) ① 役員は、この法律とこの法律に基づく命令・定款・規約・規定及び総会と理事会の議決を遵守し、組合のために誠実にその職務を遂行しなければならない。

② 役員がその職務を遂行しながら故意又は重大な過失(常任である役員の場合には故意又は過失)により組合又は他人に及ぼした損害に対しは、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

③ 役員が虚偽の決算報告若しくは登記又は公告をして、組合又は他人に損害を与えたときも、第2項と同じである。

④ 第2項の行為が理事会の議決によるものであるときには、その議決に賛成した理事も第2項の責任を負う。

⑤ 第4項の議決に参加した理事で、明白な反対意志を示さなかった者は、その議決に賛成したものとみなす。

⑥ 第2項から第5項までの規定による賠償請求権の行使は、監事及び理事に対しは理事長が、理事長に対しは監事が、全体役員に対しは組合員の5分の1以上の同意を得た組合員代表が行う。

第36条(理事長及び理事の職務) ① 理事長は組合を代表し、定款で定めるところにより組合の業務を執行する。

② 理事は、定款で定めるところにより組合の業務を執行し、理事長に事故があるときには、定款で定められている順序でその職務を代行する。

③ 第2項の場合と理事長が権限を委任した場合を除き、理事長でない理事は組合を代表することができない。

- 第37条(監事の職務)** ① 監事は、年1回以上組合の業務執行の状況、財産の状況、帳簿、書類などを監査し、総会に報告しなければならない。
- ② 監事は、予告なしに組合の帳簿や書類を照合確認することができる。
- ③ 監事は、理事が法令・定款・規約・規定又は総会の議決に反して業務を執行したときには、理事会にその是正を要求しなければならない。
- ④ 監事は、総会又は理事会に出席し意見を述べることができる。
- ⑤ 第1項及び第2項の規定による報告書の提出及び監査の実施は、監事二人が共同で行わなければならない。ただし、監査報告書の提出において、監事の意見が一致しない場合には、各々の意見を提出することができる。
- ⑥ 監事の職務に関しては「商法」第391条の2、第402条、第412条の2、第413条、第413条の2の規定を準用する。

第38条(監事の代表権) 組合が理事長を含む理事と訴訟、契約などの法律行為をするときは、監事が組合を代表する。

- 第39条(役員解任)** ① 組合員は総組合員の5分の1以上の同意で、役員解任を請求することができる。この場合解任の事由を記載した書面を組合に提出しなければならない。
- ② 組合は第1項の規定による書面提出があるときには、総会開催10日前に当該役員に書面で通知し、総会において意見を述べる機会を与えなければならない。
- ③ 第1項の規定による解任の請求に対し、総会は、総組合員の過半数の出席と出席組合員の3分の2以上の賛成により議決する。

- 第40条(役員欠格事由)** ① 次の各号のいずれかに該当する者は組合の役員になることができない。
1. 禁治産者宣告を受けた者
 2. 限定治産宣告を受けた者
 3. 破産宣告を受けて復権していない者
 4. 禁錮以上の実刑宣告を受けた者で、その執行を終わり(執行を終わったものとみなされる者を含む)、若しくは執行の免除を受けた日から3年経過しない者
 5. 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその猶予期間中の者か、猶予期間が終わった日から2年経過しない者
 6. 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けてその宣告猶予期間中の者
 7. 裁判所の判決又は他の法律に基づいて、資格喪失または資格停止中の者

- ② 第1項各号の事由が生じた場合、当該の役員は自然退職となる。
- ③ 第2項の規定により退職した役員が退職前に関与した行為に関してはその効力を失わない。

- 第41条(理事会)**
- ① 組合に理事会を置く。
 - ② 理事会は理事長を含む理事で構成する。
 - ③ 理事長は理事会を召集しその議長となる。
 - ④ 理事会は構成員の過半数の出席と、出席員の過半数の賛成により議決する。
 - ⑤ 理事個人の利益と組合の利益が相反する事項や、身元に関する事項については、当該の理事は理事会の議決に関与することができない。
 - ⑥ その他、理事会の運営に関して必要な事項は定款で定める。

第42条(理事会の議決事項) 理事会は次の各号の事項を議決する。

- 1. 組合の財産及び業務執行に関する事項
- 2. 総会の召集と総会に上程する議案
- 3. 規定の制定、変更、廃止
- 4. 所要資金の借入れ
- 5. 事業計画及び予算案の作成
- 6. 幹部職員の任免承認
- 7. 基本資産の取得と処分
- 8. 法令又は定款に規定する事項
- 9. その他、理事長が付議した事項

- 第43条(役員の兼職禁止)**
- ① 理事長は他の組合の理事長を兼職することができない。
 - ② 理事長を含む理事は監事を兼職することができない。
 - ③ 役員は当該の組合の職員を兼職することができない。

- 第44条(書類備置の義務)**
- ① 理事長は定款・規約・規定と、総会・理事会の議事録、会計帳簿及び組合員名簿を、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - ② 決算報告書は定期総会7日前までに、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - ③ 組合員と組合の債権者は、第1項及び第2項の書類を閲覧したり、その写本を請求したりすることができる。

第4節 事業

- 第45条(事業の種類)** ① 組合はその目的を果たすために次の各号の事業を行うことができる。
- 一 組合員の消費生活に必要な物資を購入・生産・加工し、供給する事業
 2. 組合員の消費生活に必要な共同利用施設を設置し、サービスを提供する事業
 3. 組合員の生活改善及び教育・文化の向上を図る事業
 4. 組合員の健康改善のための保健・医療事業
 5. 国家・地方自治体又は連合会や全国連合会から委託を受けた事業
 6. 第1号から第5号までの事業に附帯する事業
 7. その他、組合の目的達成に必要な事業として大統領令で定める事業
- ② 第1項の規定による事業の遂行に関して必要な事項は国務総理令で定める。

- 第46条(事業の利用)** ① 組合は組合員ではない者に組合の事業を利用させてはならない。ただし、広報又は在庫物品の処理など、事業の円滑な運営のために国務総理令で定める場合にはその限りでない。
- ② 組合員と同一の世帯に属する者、他の組合又は他の組合の組合員が第45条に基づいて事業を利用する場合には、その組合の組合員が利用したものとみなす。
- ③ 保健・医療事業を行う組合は、第1項の規定にもかかわらず、総供給高の100分の50以内での範囲で、国務総理令に定める者に対し保健・医療サービスを提供することができる。

第 5 節 会計

- 第47条(会計年度及び会計)** ① 組合の会計年度は定款で定める。
- ② 組合の会計は一般会計と特別会計に分ける。
- ③ 一般会計は総合会計とする。
- ④ 特別会計は、特定事業を運営する時、特定資金を保有して運営する時、その他一般会計と分ける必要がある時、定款で定めるところにより設置する。

- 第48条(事業計画、予算及び決算)** ① 組合は、毎会計年度経過後3ヶ月以内に前年度の決算報告書(事業報告書、貸借対照表、損益報告書と剰余金処理案及び損失金処理案を含む)と、当該年度の事業計画書及び予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

- ② 第1項の規定による事業計画と予算が総会で確定されるまでは、前年度予算に準じて仮予算を編成し執行することができる。この場合総会の事後承認を得なければならない。
- ③ 組合は、総会で確定された事業計画と予算を変更したときには、次期総会で事後変更承認を得なければならない。ただし、定款で別段の定めがある場合にはそれに従う。

第49条(積立金) ① 組合は毎会計年度決算の結果、剰余金があるときには定款で定める金額に達するまで、その剰余金の100分の10以上を法定積立金として積立てなければならない。この場合定款で定める法定積立金の最低金額は、大統領令で定める。

② 組合は損失金の補填に充当する場合、若しくは解散する場合以外には、法定積立金を使用してはならない。

第50条(損失金の補填と剰余金の割戻し) ① 組合は毎会計年度決算の結果、損失金が発生したときには、未処分利益剰余金、法定積立金の順でこれを補填し、補填後にも不足があるときには、これを次の会計年度に繰越す。

② 組合が第1項の規定による損失金の補填と、第49条の規定による法定積立金を積立てた後は、定款で定めるところにより、組合員に剰余金の割戻しを行うことができる。この場合、剰余金の割戻しは次の各号の原則を遵守しなければならない。

- 1. 利用分量割戻しは、割戻金総額の100分の50以上ではなければならない。
- 2. 払込出資金に対する割戻率は、市場の金利水準以内にしなければならない。

③ 保健・医療事業をする組合は、第2項の規定にもかかわらず、組合員に剰余金を割り戻すことができない。

第51条(出資持分の取得禁止等) 組合は権利行使の結果による場合を除き、組合員の出資持分を取得したり、質権の目的としたりしてはならない。

第 6 節 合併・分割・解散及び清算

- 第52条(合併と分割)** ① 組合は総会の議決を得て合併又は分割することができる。
- ② 合併又は分割により存続あるいは設立される組合は、合併又は分割により消滅する組合の権利と義務を継承する。
- ③ 第21条から第24条までの規定は、第1項の規定により設立される組合に関して準用する。
- ④ 第1項の規定により合併又は分割後存続する組合は、変更登記をしなければならない。この場合、変更登記に関して必要な事項は、大統領令で定める。

- 第53条(解散)** ① 組合は次の各号のいずれかに該当する事由で解散する。
1. 定款で決めた解散事由の発生
 2. 総会の議決
 3. 合併、分割又は破産
 4. 設立認可の取消し
- ② 組合は第1項第1号から第3号までの規定により解散したときには、解散した日から2週間以内に市・道知事に届け出なければならない。

- 第54条(解散の登記)** ① 組合が解散したときには、1ヶ月以内に解散登記をしなければならない。
- ② 第1項による解散登記に関して必要な事項は大統領令で定める。

- 第55条(清算人)** ① 組合が解散したときには、破産による場合を除き、理事長が清算人となる。
- ② 清算人は就任後、遅滞なく財産の状況を調べ、財産目録と貸借対照表を作成し、財産処分の方法を決め、総会の承認を得なければならない。
- ③ 清算事務が終了したときには、清算人は遅滞なく決算報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。
- ④ 第2項と第3項の場合、2回以上召集しても総会が構成されないときには、出席組合員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

- 第56条(清算残余財産の処理)** 解散した組合が債務を返済し、残余財産があるときには、出資口数の割合に応じ、総会で決めた算定方法により、これを組合員に分配する。ただし、保健・医療事業をする組合は、清算残余財産を組合員に分配できない。

第3章 連合会

第1節 会員

第57条(会員の資格) 連合会の会員は、連合会の事業区域内に住所又は事業場がある組合とする。

第58条(脱退) ① 会員は60日前までに予告することにより脱退することができる。

② 会員は次の各号のいずれか該当する場合、自然脱退となる。

一 会員としての資格を喪失した場合

二 定款で定める場合

第59条(準用規定) 連合会の会員に関しては、第14条、第15条、第17条、第19条、第20条を準用する。この場合、「組合」は「連合会」、「組合員」は「会員」とみなし、第15条第2項の中の「一組合員」は「一会員」、「100分の20」は「100分の40」とみなす。

第2節 設立

第60条(設立認可等) ① 連合会を設立する場合は、会員資格を有する5個以上の組合が発起人となり定款を作成し、創立総会の議決を得た後、公正取引委員会の認可を受けなければならない。

② 創立総会の議事は、創立総会開催前までに発起人に設立同意書を提出した組合(以下「設立同意組合」という)の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

③ 第1項及び第2項の規定により連合会を設立するときは、最低限の設立同意組合の数、総出資金額、その他の認可の基準・手続きなど、必要な事項は大統領令で定める。

第61条(準用規定) 連合会の設立に関しては、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合、「組合」は「連合会」、「組合員」は「会員」、「総会、代議員総会、理事会」は「総会、理事会」、「市・道知事」は「公正取引委員会」とみなし、第23条第1項第5号の「組合員及び代理人」は「会員」とみなす。

第3節 機関

第62条(総会) ① 連合会に総会を置く。

② 総会は、定款で定めるところにより、代議員で構成し、理事長がこれを召集する。

③ 代議員は会員に属する組合員の中から選出するが、各会員に属する組合員が1人以上含まれなければならない。

第63条(役員) 役員は、定款で定めるところにより、総会で会員に属する組合員の中から選出する。

第64条(準用規定) 連合会の機関に関しては、第25条第3項・第4項・第5項、第26条から第29条まで、第310条第3項・第4項、第31条から第44条までの規定を準用する。この場合、「組合」は「連合会」、「組合員」は「会員」とみなし、第35条第6項及び第39条第1項の中の「5分の1」は「3分の1」、第27条、第28条、第29条、第39条第3項の中の「組合員」は「代議員」、第33条の「組合員」は「代議員や会員に属する組合員」、「加入申込みをした者」は「加入申込みをした組合に属する組合員」とみなす。

第4節 事業

第65条(事業の種類) ① 連合会はその目的を果たすために次の各号の事業ができる。

1. 会員に対する指導、支援、連絡、調整に関する事業
2. 会員に供給する物資の開発と開発物資の購買、加工、製造、販売などに関する事業
3. 会員又は会員に属する組合員を対象に行う共済事業
4. 会員が共同で利用することができる物流センター等、施設物の設置・運営事業
5. 会員の組合員と職員に対する教育・訓練及び情報提供事業
6. 会員に対する補助金交付、又は交付斡旋事業
7. 会員の事業支援のための財源助成及び管理事業
8. 国家、地方自治体、又は全国連合会から委託又は補助を受けた事業
9. 第1号から第8号までの事業に附帯する事業
10. その他、連合会の目的達成に必要な事業として公正取引委員会の承認を得た事業

② 第1項の規定による事業の遂行に関する必要な事項は、国務総理令で定める。

第66条(共済規定等) ① 連合会が共済事業を行うときには、共済規定を定め、公正取引委員会の認可を受けなければならない。共済規定を変更する時にも、公正取引委員会の認可を受けなければならない。

② 第1項の共済規定には、公正取引委員会が定めるところにより、事業の実施方法、共済契約、共済料等を定めなければならない。

③ 公正取引委員会は共済事業の健全な育成と契約者の保護のために、共済事業の監督に必要な基準を定め運営することができる。

- 第67条(事業の利用)** ① 連合会は会員ではない者に連合会の事業を利用させることはできない。ただし、広報又は在庫物品の処理等、事業の円滑な運営のために国務総理令で定める場合にはその限りでない。
- ② 会員である組合の組合員が事業を利用する場合には、会員が利用したものとみなす。

第 5節 会計

第68条(準用規定) 連合会の会計に関しては第47条から第49条まで、第50条第1項・第2項、第51条を準用する。この場合、「組合」は「連合会」、「組合員」は「会員」とみなす。

第 6節 合併・分割・解散及び清算

第69条(準用規定) 連合会の合併・分割・解散及び清算に関しては、第52条から第56条までの規定を準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」、「市・道知事」は「公正去来委員会」とみなし、第55条第4項の中の「組合員」は「代議員」とみなす。

第 4章 全国連合会

第 1節 会員

第70条(会員の資格) 全国連合会は組合又は連合会を会員とする。

第71条(準用規定) 全国連合会の会員に関しては、第14条・第15条・第17条・第19条・第20条及び第58条を準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」、第15条第2項の中の「組合員 1人」は「一会員」、「100分の20」は「100分の40」とみなす。

第 2節 設立

第72条(設立認可等) ① 全国連合会を設立しようとするときは、連合会又は組合が発起人になり定款を作成し、創立総会の議決を得た後、公正取引委員会の認可を受けなければならない。

- ② 第1項の規定による全国連合会の設立に必要な発起人数は、発起人になる連合会に属する組合と、発起人になる連合会に所属せずに発起人になる組合を合せて15個以上にならなければならない。また、設立同意組合の総数は、認可を受けた組合の総数の2分の1以上にならなければならない。この場合、連合会が設立同意書を提出すれば、その所属組合が設立同意書を提出したものとみなす。
- ③ 創立総会の議事は、設立同意組合の過半数の出席と、出席者の3名の2以上の賛成により議決する。この場合、連合会が創立総会に出席・議決すれば、その所属組合が出席・議決したものとみなす。
- ④ 第1項から第3項までの規定による全国連合会の設立に必要な総出資額と、その他認可の基準・手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第73条(準用規定) 全国連合会の設立に関しては、第22条から第24条までの規定を準用する。
この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」、「総会・代議員総会・理事会」は「総会・理事会」、「市・道知事」は「公正取引委員会」とみなし、第23条第1項第5号の「組合員及び代理人」は「会員」とみなす。

第3節 機関

第74条(総会) ① 全国連合会に総会を置く。
② 総会は定款で定めるところにより代議員で構成し、理事長がこれを召集する。
③ 代議員は会員である組合又は連合会に属する組合の組合員の中から選出するが、各会員に属する組合員が1人以上含まれなければならない。

第75条(役員) ① 役員は定款で定めるところにより、総会で会員である組合又は連合会に属する組合の組合員の中から選出する。
② 全国連合会の理事長は、組合の理事長又は連合会の理事長を兼ねることができない。ただし、設立当時の理事長はこの限りでない。

第76条(準用規定) 全国連合会の機関に関しては、第25条第3項・第4項・第5項、第26条から第29条まで、第310条第3項・第4項、第31条から第42条まで、第43条第2項・第3項、第44条を準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」とみなし、第35条第6項及び第39条第1項前段の中の「5分の1」は「3分の1」、第27条から第29条まで及び第39条第3項の中の「組合員」は

「代議員」、第33条の中の「組合員」は「代議員や会員に属する組合員」、
「加入申し込みをした者」は「加入申し込みをした連合会や組合に属する組合員」とみなす。

第4節 事業

- 第77条(事業の種類) ① 全国連合会はその目的を果たすために次の各号の事業ができる。
1. 第65条第1項第1号から第4号まで及び第6号・第7号の事業
 2. 組合等の運営に必要な専門人材養成事業
 3. 組合等に対する調査・研究・広報事業
 4. 国家又は地方自治体から委任・委託又は補助を受けた事業
 5. 第1号から第4号までの事業に関連する附帯事業
 6. その他、全国連合会の目的達成に必要な事業として公正取引委員長
の承認を得た事業
- ② 全国連合会は会員間の共同利益の増進又は会員の発展に必要な事項を国家・地方自治体又は公共団体に建議することができる。
- ③ 第1項の規定による事業の遂行に関して必要な事項は国務総理令で定める。

第78条(準用規定) 全国連合会の事業に関しては、第66条及び第67条の規定を準用する。この場合、「連合会」は「全国連合会」、「組合」は「組合又は連合会」とみなす。

第5節 会計

第79条(準用規定) 全国連合会の会計に関しては、第47条から第49条まで、第50条第1項・第2項及び第51条を準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」とみなす。

第6節 合併・分割・解散及び清算

第80条(準用規定) 全国連合会の合併・分割・解散及び清算に関しては、第52条から第55条まで及び第56条の本文を準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「組合員」は「会員」、「市・道知事」は「公正去来委員会」とみなし、第55条第4項の中の「組合員」は「代議員」とみなす。

第5章 監督

第81条(監督) ① 市・道知事(設立認可をした市・道知事をいう。以下この章において同じ)は、この法律で定めるところにより、組合の業務を監督し、監督上必要な事項を命ずることができる。

② 公正取引委員会はこの法律で定めるところにより、連合会・全国連合会の業務を監督し、監督上必要な事項を命ずることができる。ただし、必要な場合、市・道知事に監督業務の一部を委任することができる。

③ 市・道知事は次の各号のいずれかに該当する場合には、組合(設立中の組合を含む。以下この条において同じ)にその業務及び財産に関する事項を報告させるか、所属公務員が組合の業務状況・帳簿・書類及びその他必要な事項について調べることができる。

1. 第21条の規定による設立手続き及び認可基準に適合しているかの確認が必要な場合
2. この法律、この法律による命令又は定款に違反していないかの確認が必要な場合
3. 保健・医療事業をする組合が「医療法」に違反していないかの確認が必要な場合
4. 全国連合会の検査要請がある場合

④ 第2項の規定により検査をする公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係者に提示しなければならない。

⑤ 市・道知事は第1項の規定により監督した結果、組合がこの法律に基づいた命令、又は定款に違反した事実があることを発見した場合には、当該の組合に対し是正に必要な措置を命ずることができる。

⑥ 公正取引委員会は、この法律の効率的な施行と組合に対する政策樹立のために必要と認める場合には、市・道知事に、組合に対する調査・検査・確認又は資料提出の要求若しくは是正に必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

⑦ 公正取引委員会及び市・道知事は、この法律の効率的な執行と組合の健全な発展及び育成に必要と認める場合には、大統領令で定めるところにより、この法律により設立された全国連合会に監督業務の一部を委託することができる。

第82条(設立認可の取消し) ① 市・道知事は、組合が次の各号のいずれかに該当する場合は、その組合に対する設立認可を取消することができる。

1. 偽りその他不正な方法により設立認可を受けた場合
2. 第21条第4項の規定により、大統領令で定めた認可基準に達していない場合

3. 第80条第5項の規定による是正措置命令を履行しない場合
 4. 正当な事由なしに設立認可を受けた日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止している場合
 5. 保健・医療事業を行う組合が、「医療法」上、医療機関の設立認可取消しに該当する規定に違反をした場合
- ② 市・道知事は第1項の規定に基づき設立認可を取消した場合には、遅滞なくその事実を公告し、公正取引委員会にその取消し事実を通報しなければならない。

第83条(聴聞) 市・道知事は第82条第1項の規定により組合の設立認可を取消そうとする場合には、聴聞を実施しなければならない。

第84条(準用規定) ① 第81条第3項から第81条第5項まで及び第82条第1項と第83条までの規定は、連合会に対し準用する。この場合、「組合」は「連合会」、「市・道知事」は「公正取引委員会」、「第21条」は「第60条」、「第21条第4項」は「第60条第3項」とみなす。

② 第81条第3項から第81条第5項まで及び第82条第1項・第83条は、全国連合会に対し準用する。この場合、「組合」は「全国連合会」、「市・道知事」は「公正去来委員会」、「第21条」は「第72条」とみなす。

第 6 章 罰 則

第85条(罰則) ① 組合等の役員又は清算人が、組合の資金を組合事業の目的以外に使用したり、財産の処分若しくは利用により組合に損害を与えたりした場合には、10年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

② 組合等の役員又は清算人が、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、1年以下の懲役又は5百万ウォン以下の罰金に処する。

1. 監督機関の認可を受けなければならない事項について、認可を受けなかった場合
2. 第46条第3項、第49条から第51条まで及び第56条の但書に違反した場合
3. 偽りその他の不正な方法で登記をした場合
4. この法律に基づき総会の議決を得なければならない事項について、議決を得ずに執行した場合

第86条(罰則) ① 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第7条第2項に違反し、公職選挙に関与した者
 2. 第33条第1項(第64条又は第76条において準用する場合を含む)に違反し、選挙運動をした者
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。
1. 第33条第2項(第64条又は第76条において準用する場合を含む)に違反し、戸別訪問若しくは特定の場所に集めた者
 2. 第33条第4項(第64条又は第76条において準用する場合を含む)に違反し、選挙運動をした者
- ③ 第33条第3項(第63条又は第74条において準用する場合を含む)に違反し、偽りの事実の公表、若しくは候補者の誹謗中傷を行う行為には、3100万ウォン以上2千万ウォン以下の罰金に処する。
- ④ 第1項から第3項までの規定による罪の公訴時効は、当該の選挙日から6カ月を経過することによって完成する。ただし、犯人が逃避したときにはその期間を3年とする。

第87条(両罰規定) 組合等の役職員又は清算人が、その組合等の業務に関して第85条に違反する行為を行ったことが認められた場合には、その行為者を罰するほか、当該の組合等に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為が行われることを防止するために、当該の業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合にはその限りでない。

- 第88条(過料)**
- ① 第4条第2項に違反した者には、500万ウォン以下の過料を科する。
- ② 組合等が次の各号の規定に違反した場合には、3100万ウォン以下の過料を科する。
1. 第15条第2項(第59条及び第71条において準用する場合を含む)に違反し、組合員1人の出資口数が組合の総出資口数の100分の20を超えた場合
 2. 第16条第1項に違反し、出資口数によって組合員の議決権・選挙権に等差を設けた場合
 3. 第46条第1項又は第67条第1項(第78条において準用する場合を含む)に違反し、組合員又は会員でない者に組合の事業を利用させた場合
- ③ 組合等の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、100万ウォン以下の過料を科する。
1. 登記を怠った時
 2. 監督機関又は総会について、偽りの陳述又は報告を行ったとき、あるいは事実を隠蔽したとき
 3. 監督機関の検査を拒否・妨害又は忌避したとき
- ④ 第1項から第3項までの規定による過料は、大統領令で定めるところにより

公正取引委員会又は市・道知事が賦課徴収する。

付 則

第1条(施行日) この法律は公布日より6ヶ月経過した日から施行する。

- 第2条(組合に対する経過措置)**
- ① この法律の施行時に、組合と類似の目的のために、すでに設立されている組合ではない社団法人が、組合になろうとする場合は、第21条第4項に定める組合設立に必要な事項を揃え、社員過半数の出席と出席者3分の2以上の賛成で総会の議決を経た後、市・道知事の認可を受けなければならない。この場合、「設立同意者」は「社員」、「発起人」は「法人の代表者」、「創立総会」は「総会」とみなす。
 - ② この法律の施行時に、連合会と類似の目的のために、すでに設立されている社団法人が、連合会になろうとする場合は、第60条に定める連合会設立に必要な事項を揃え、社員過半数の出席と出席者3分の2以上の賛成で総会の議決を経た後、公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合、「設立同意組合」は「社員」、「発起人」は「法人の代表者」、「創立総会」は「総会」とみなす。
 - ③ この法律の施行時に、全国連合会と類似の目的のために、すでに設立されている社団法人が、全国連合会になろうとする場合は、第72条第2項に定める最小設立同意組合数及び第4項に定める全国連合会設立に必要な事項を揃え、社員過半数の出席と出席者3分の2以上の賛成で総会の議決を経た後、公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合、「設立同意組合」は「社員」、「発起人」は「法人の代表者」、「創立総会」は「総会」とみなす。

第3条(名称に関する経過措置) この法律の施行時に、この法律により設立されてはいないが、組合と同一の機能を遂行する団体に対しは、この法律を施行した日から1年間は第4条第2項を適用しない。

第4条(組合役員の任期に関する経過措置) この法律の施行時の組合の役員は、この法律に規定する役員とみなし、その任期はこれまでの定款の規定による任期満了日までとする。

第5条(行政処分等に関する経過措置) この法律の施行時に、従前の規定により行政機関が行った行為及び行政機関に対し行った行為は、この法律の該当規定による行政機関の行為、又は行政機関に対し行った行為とみなす。

第6条(罰則と過料に関する経過措置) この法律の施行前にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

国会通過日 - 2010年 2月 26日

公布日 - 2010年 3月 22日

施行日 - 2010年 9月 23日